第44回厚生科学審議会科学技術部会

一議事次第一

【日 時】 平成 20 年 5 月 27 日 (火) 17:00~19:00

【場 所】 厚生労働省 省議室 (9階)

【議題】

- 1. 臨床研究に関する倫理指針の見直し案について
- 2. その他

【配布資料】

- 資料1-1. 臨床研究の在り方に関する検討について
- 資料1-2. 厚生科学審議会科学技術部会 臨床研究の倫理指針に関する専門委員会 委員名簿
- 資料1-3. 「臨床研究に関する倫理指針」の改正案の概要(案)
- 資料1-4. 「臨床研究に関する倫理指針」(改正案・新旧対照表(案))
- 資料2-1. 国立保健医療科学院の評価結果等について
- 資料2-2. 戦略研究の中間評価について
- 資料2-3. 「先端医療開発特区」(スーパー特区)の創設について
- 資料2-4.革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略の概要
- 資料2-5. 革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略
- 資料2-6. 革新的技術戦略についての概要(案)
- 資料2-7. 革新的技術戦略(案)
- 資料2-8. 革新的技術についての概要(案)
- 参考資料 1. 厚生科学審議会科学技術部会委員名簿
- 参考資料 2. 厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針 (平成 20 年 4 月 1 日厚生 労働省大臣官房厚生科学課長決定)

平成20年5月27日

臨床研究の在り方に関する検討について

「臨床研究の倫理指針に関する専門委員会」(厚生科学審議会)

1. 背景

我が国における人を対象とした健康に関する科学研究(臨床研究)の指針等については、製薬企業等が依頼して行う「治験」に関する薬事法の下での「臨床試験の実施の基準に関する省令」(GCP)及び治験以外の臨床研究全般を対象とする「臨床研究に関する倫理指針」(平成15年7月厚労省告示)の他、「遺伝子治療指針」、「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」等それぞれの分野毎に倫理性・科学性を確保するための指針がある。

特に、平成18年度から開始した第3期科学技術基本計画の戦略重点科学技術として、また、平成19年度から開始された「新たな治験活性化5ヶ年計画」等の下で、臨床研究は推進すべき課題とされているが、その倫理性・科学性の確保のために「臨床研究に関する倫理指針」の役割の重要性が増している。この指針は、制定後5年時(平成20年度)に見直しを行うこととされているが、実施状況や課題等を踏まえ、臨床研究推進における臨床研究の在り方とともに議論すべき時期に来ている。

2. 臨床研究の在り方に関する議論

「臨床研究に関する倫理指針」及びその関連として、これまでに次のような検討すべき課題が指摘されており、厚生科学審議会科学技術部会(同部会の下に専門委員会)で大学病院等を所管する文部科学省の協力も得て、当該指針の改訂に関して審議することとした。

3. 専門委員会で検討すべき論点

- 臨床研究の倫理に関する指針の対象範囲の明確化
- 〇 被験者の保護の向上
- 研究の信頼性・公平性の確保の向上
- 公的研究費による臨床研究との関係、指針の実施に関する監督機能
- 〇 臨床研究の環境整備に係る他制度との関連
- 〇 その他

4. 運営等について

〇 専門委員会の運営は、医政局研究開発振興課が庶務を行っている。必要に応じて、 文部科学省高等教育局医学教育課及び研究振興局ライフサイエンス課の協力を得 ている。

5. スケジュール

平成19年 6月 厚生科学審議会科学技術部会 専門委員会設置の了解

7月 「臨床研究に関する倫理指針の見直し」に向けての意見募集

8月17日 第1回委員会開催

9月13日 第2回委員会開催

11月 1日 第3回委員会開催

12月13日 第4回委員会開催

平成20年

1月16日 第5回委員会開催

2月13日 第6回委員会開催

4月23日 第7回委員会開催

5月22日 第8回委員会開催

6月 パブリックコメント等

7月 指針の改訂

6. これまでの議論

- 第1回臨床研究の倫理指針に関する専門委員会(8月17日)における議事
 - ① パブリックコメントで寄せられた意見について
 - ② 外国の臨床研究関連法制について
 - ③ 「臨床研究に関する倫理指針」の対象範囲と類型について
 - ④ 今後の臨床研究の在り方について
- 第2回臨床研究の倫理指針に関する専門委員会(9月13日)における議事
 - ① 参考人からの意見聴取(光石 忠敬 弁護士)
 - ② 倫理審査委員会(IEC)について
 - ③ 臨床研究による健康被害に係る補償について
 - ④ 「疫学に関する倫理指針」の対象範囲について
- 第3回臨床研究の倫理指針に関する専門委員会(11月1日)における議事
 - ① 米国、欧州(英国、フランス)の倫理審査委員会の状況調査報告
 - ② 「疫学に関する倫理指針」と「臨床研究に関する倫理指針」の範囲について
 - ③ 「臨床研究に関する倫理指針」改正に向けた主な論点(案)について
- 第4回臨床研究の倫理指針に関する専門委員会(12月13日)における議事

- ① 厚生労働科学研究における利益相反 (conflict of interest:COI) の管理に関する指針 (案) について
- ② 臨床研究に関する倫理指針の運用状況に関する予備調査報告について
- ③ 臨床研究に関する倫理指針の改正に向けた骨子(案)について
- 〇 第5回臨床研究の倫理指針に関する専門委員会(平成20年1月16日)における議事
 - ① 臨床研究に関する倫理指針の運用状況に関する調査について
 - ② 各国の臨床研究に関する法制について(追加情報)
 - ③ 臨床研究に関する倫理指針の改正素案の概要(案)について
- 第6回臨床研究の倫理指針に関する専門委員会(平成20年2月13日)における議事
 - ① 臨床研究における倫理について
 - ② 補償に関する保険について
- 〇 第7回臨床研究の倫理指針に関する専門委員会(平成20年4月23日)における議事
 - ① 臨床試験登録と研究倫理について
 - ② 「臨床研究に関する倫理指針」の改正案について
- 〇 第8回臨床研究の倫理指針に関する専門委員会(平成20年5月22日)における議事 「臨床研究に関する倫理指針」の改正案について

平成20年5月27日

厚生科学審議会科学技術部会 臨床研究の倫理指針に関する専門委員会 委員名簿

いいぬま まさお 飯沼 雅朗

いべ としこ 井部 俊子

えりぐち あきら 江里口 彰

かなざわ いちろう 0 金澤 一郎

> かわかみ こうじ 川上 浩司

くらた まさこ 倉田 雅子

こうの ょういち 河野 陽一 よういち

こばやし しんいち 小林 真一

さとう ゆういちろう 佐藤 雄一郎

つちゃ ふみと 土屋 文人

てらの あきら 寺野 彰

ながい りょうぞう 永井 良三

はしもと のぶお 橋 本 信夫

せつ お ひろはし 廣 橋 説雄

> ふじわら やすひろ 藤原 康弘

ほんだ まゆみ 麻由美 本田

まえはら よしひこ 前原 喜彦

まるやま えいじ 丸山 英二

やない かずひこ 谷内 一彦

日本医師会 常任理事

日本看護協会 副会長

日本歯科医師会 常務理事

日本学術会議 会長

京都大学大学院医学研究科 教授

納得して医療を選ぶ会 事務局長

千葉大学附属病院 病院長

日本臨床薬理学会 理事長

聖マリアンナ医科大学 教授

神戸学院大学法学部 准教授

日本薬剤師会 副会長

獨協医科大学 学長

東京大学大学院医学系研究科 教授

国 立 循 環 器 病 センター 総 長

国 立 がんセンター 総長

国立がんセンター臨床検査部 部長

読売新聞編集局社会保障部 記者

九州大学医学研究院 教授

神戸大学大学院法学研究科 教授

東北大学大学院医学系研究科 教授

(◎は委員長、○は委員長代理)

資料1一3

「臨床研究に関する倫理指針」の改正案の概要(案)

| 1 臨床研究に関する倫理指針の改正の方向性について

- (1) 臨床研究の倫理性の確保は臨床研究機関の責務であることを明確にするとともに、臨床研究は、研究者及び研究機関の長の責任の下で実施するべきものであること並びに研究者及び研究機関の長の責務を明記する。
- (2) 諸外国の例にあるように、倫理審査委員会が臨床研究の倫理性の確保にあたり 重要な役割を担うものであり、倫理審査委員会の機能強化並びに倫理審査委員会 に対するチェック体制及び支援体制の強化を主眼とした改正を行う。
- (3) 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(以下「GCP省令」という。)等の薬事制度、疫学研究に関する倫理指針(以下「疫学研究指針」という。)の改正等の状況を踏まえ、観察研究と介入を伴う研究における被験者のリスクの差異を考慮した手続等(同意取得、補償等)を定め、予防、治療等に係る介入を伴う研究について手続等(計画に関するチェック等)を重点的に整備する。
- (4) その際に、観察研究及び侵襲性を有しない研究に関して疫学研究指針との整合性をとった見直し(疫学研究指針の観察研究に係る同意、保管資料の取扱い等)を行う。

|2 臨床研究に関する倫理指針の改正の概要|

<「第1 基本的な考え方」について>

- (1) 臨床研究のうち、介入を伴う研究と観察研究に関する定義を次のように定めることとする。
 - ① 「介入を伴う研究」における「介入」とは、「予防、診断、治療、看護ケア、リハビリテーション等について、(ア) 通常の診療を超えた医療行為を研究として実施するもの又は(イ) 通常の診療と同等の医療行為であっても、被験者の集団を原則として2群以上のグループに分け、それぞれに異なる治療方法、診断方法、予防方法その他の健康に影響を与えると考えられる要因に関する作為又は無作為の割付けを行って、これらの作為又は無作為に起因する結果を比較するもの」をいう。
 - ② 「観察研究」とは、臨床研究のうち、介入を伴わず、試料等(※注1)を用いる研究をいうもので、疫学研究を含まないものをいう。なお、疫学研究は、集団としてのデータを取り扱うものであるものに対して、臨床研究では、被験者ごとに

個別にデータを扱うものとする。

※注1:試料等とは、臨床研究に用いようとする血液、組織、細胞、体液、排泄物及びこれらから抽出したDNA等の人の体の一部並びに被験者の診療情報(死者に係るものを含む。)をいう。ただし、学術的な価値が定まり、研究実績として十分認められ、研究用に広く一般に利用され、かつ、一般に入手可能な組織、細胞、体液及び排泄物並びにこれらから抽出したDNA等は、含まれない。

なお、診療情報とは、診断及び治療を通じて得られた疾病名、投薬名、検査 結果等をいう。(現行指針:第1 3 (3)試料等 より)

- (2) 通常の診療の範囲内であって、ランダム化、割付け等を行わない医療行為における記録、結果、診療に用いた検体等を利用する研究は、介入を伴う研究ではなく、観察研究とする。
- (3) (1)、(2)に加え、本指針において次に掲げる用語の定義の追加及び変更を行う。
 - ① 既存試料等

次のいずれかに該当する試料等をいう。

- ア) 臨床研究の研究計画書作成時において既に存在する試料等
- イ) 臨床研究の研究計画書の作成時以降に収集した試料等であって収集の時点 においては当該臨床研究に用いることを目的としていなかったもの
- ② 組織の代表者等

臨床研究機関を有する法人の代表者及び行政機関の長等の事業者及び組織の代表者をいう。

③ 匿名化

個人情報から個人を識別することができる情報の全部又は一部を取り除き、代わりにその人と関わりのない符号又は番号を付すことをいう。試料等に付随する情報のうち、ある情報だけでは特定の人を識別できない情報であっても、各種の名簿等の他で入手できる情報と組み合わせることにより、その人を識別できる場合には、組合せに必要な情報の全部又は一部を取り除いて、その人が識別できないようにすることをいう。

- 4) 連結可能匿名化
 - 必要な場合に個人を識別できるように、その人と新たに付された符号又は番号の対応表を残す方法による匿名化をいう。
- ⑤ 連結不可能匿名化

個人を識別できないように、その人と新たに付された符号又は番号の対応表を 残さない方法による匿名化をいう。

⑥ 倫理審査委員会

臨床研究の実施又は継続の適否その他臨床研究に関し必要な事項について、被験者の人間の尊厳、人権の尊重その他の倫理的観点及び科学的観点から調査審議

するために設置された次に掲げる合議制の機関をいう。

- ア) 臨床研究機関の長が設置した倫理審査委員会
- イ) 臨床研究機関の長が他の医療機関の長と共同で設置した倫理審査委員会
- ウ) 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された 法人が設置した倫理審査委員会
- エ) 医療関係者により構成された学術団体が設置した倫理審査委員会
- オ) 他の臨床研究機関の長が設置した倫理審査委員会(アに掲げる者を除く。)
- カ) 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人 (医療機関を有するものに限る。)が設置した倫理審査委員会
- キ) 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する 独立行政法人(医療機関を有するものに限る。)が設置した倫理審 査委員会
- ク) 国立大学法人法(平成十五年第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人(医療機関を有するものに限る。)が設置した倫理審査委員会
- ケ) 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人(医療機関を有するものに限る。)が設置した倫理審査委員会
- コ) 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第一項に規定する特 定非営利団体が設置した倫理審査委員会

く「第2 研究者等の責務」等について>

(1) 研究者等の責務等

① 研究者等は、医薬品・医療機器による介入を伴う研究(体外診断を目的としたものを除く。)を実施する場合、被験者に生じた健康被害の補償のために、あらかじめ保険その他の必要な措置を講じ、かつ、被験者に対して、当該補償の内容を事前に説明し、文書により同意を得なければならないこととする(※参考1)。補償には、被験者の健康被害に対する治療費であって、被験者に負担させることのないものも含まれる。

※参考1:医薬品、医療機器による臨床研究については、医師主導治験と同様に、被験者の無過失による健康被害に対する補償を受けられることが求められているため、薬事法に規定するGCP省令と同様の同意手続とした。

② 研究責任者は、医薬品、医療機器による介入を伴う研究(体外診断を目的としたものを除く。)、その他手術等の侵襲性を有する介入を伴う研究については、研究開始前に、大学病院医療情報ネットワーク(UMIN)、財団法人医薬情報センター(JAPIC)及び日本医師会の設置する臨床研究の公表を目的と

する登録データベースに登録しなければならないこととする。ただし、臨床研究の実施に著しく支障を生じる場合であって、倫理審査委員会が承認し、臨床研究機関の長が許可したものについては、この限りではない(※参考2)。

臨床研究機関の長が研究責任者に代わって登録することもありうるが、登録 の責務は研究責任者にある。

※参考2:高度医療評価制度の下で行う医療技術については、本指針に則った研究計画を作成し、また、あらかじめ厚生労働大臣に申請することとされている。

- ③ 研究責任者は、臨床研究に関わる重篤な有害事象、不具合等の発生を知ったときには、直ちに臨床研究機関の長に通知しなければならないこととする。
- ④ 研究責任者は、年一回、臨床研究の進捗状況、臨床研究の結果、有害事象、 不具合等の発生状況を臨床研究機関の長に報告しなければならないこととす る。
- ⑤ 研究者等は、臨床研究の実施前に、臨床研究の倫理に関する講習その他教育を受けなければならないこととする。

例えば、自施設又は他施設が提供する講習を受講すること、e-learning 等の通信教育を受けることなどが考えられる。

(2) 臨床研究機関の長の責務等

- ① いかなる臨床研究も、臨床研究機関の長の責任の下で実施されることを確保し、被験者の健康被害等に関する補償その他の措置が適切に講じられることを確保しなければならないこととする。
- ② 自らの臨床研究機関において実施予定の臨床研究について、他の機関が設置した倫理審査委員会に審査を行わせようとする場合には、あらかじめ、文書により、当該倫理審査委員会の設置者に依頼しなければならないこととする。
- ③ 必要に応じ、当該臨床研究機関の臨床研究の倫理指針への適合性について、自ら点検及び評価を実施しなければならないこととする。

具体的には、チェックシート等を各臨床研究機関において備えることとする。

- ④ 臨床研究に係る業務、重篤な有害事象、不具合等に対して研究者等が実施すべき事項に関する簡潔な手順書を作成し、臨床研究が当該手順書に従って適正かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じなければならないこととする。
- ⑤ 研究責任者から重篤な有害事象、不具合等が通知された場合には、すみやかに必要な対応を行わなければならない。さらに、因果関係、原因の分析を含む対処方針について、倫理審査委員会等の意見を聴き、当該研究責任者に中止その他の必要な措置を講じるよう指示し、また、共同研究機関に対して当該対処方針及び措置内容を周知しなければならないこととする。
- ⑥ 侵襲性を有する介入を伴う研究における予期しない重篤な有害事象及び不

具合等については、上記(2)⑤の対処の内容を公表するとともに、厚生労働大臣又はその委託を受けた者(以下、厚生労働大臣等という。)に逐次報告しなければならないこととする。

- ⑦ 当該臨床研究機関において現在実施中又は過去に実施された臨床研究において、倫理指針に関する重大な不適合を知ったときには、すみやかに倫理審査委員会に諮った上で、対処内容を厚生労働大臣等に報告し、公表しなければならないこととする。
- ⑧ 倫理指針への適合性に関して厚生労働省等が行う実地又は書面による調査に協力しなければならないこととする。
- ⑨ 研究者等が、臨床研究の実施前に、臨床研究の倫理に関する講習その他教育 を受けることを確保するために必要な措置を講じることとする。

<「第3 倫理審査委員会」について>

- (1) 倫理審査委員会については、臨床研究を実施する機関の長が設置したもの、他の臨床研究機関の長と共同で設置したものの他、民法法人、学術団体、他の臨床研究機関が設置したもの、学校法人、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人、特定非営利団体が設置したものも利用できることとする。
- (2) 臨床研究機関の長は、必要に応じ、当該臨床研究機関が実施する臨床研究に 係る審査を行う倫理審査委員会に出席することはできるが、当該委員会の委員に なること並びに当該委員会の審議及び採決に参加することはできないこととす る。
- (3) 倫理審査委員会の設置者は、以下に掲げることを行うこととする。
 - ① 倫理審査委員会の委員名簿、開催状況、委員の出席状況、会議の記録及びその概要及び審議時間その他必要な事項を年1回厚生労働省又はその委託を受けた者(以下、厚生労働省等という。)に報告すること。
 - ② 厚生労働省等の実施する本指針への適合性に関する実地又は書面による調査に協力すること。
 - ③ 倫理審査委員会の手順書、委員名簿及び会議の記録の概要を公表すること。
 - ④ 倫理審査委員会委員の教育・研修に努めること。
- (4) 倫理審査委員会は、軽微な事項の審査について、委員長が指名する委員による迅速審査に付すことその他必要な事項を定めることができることとする。また、 迅速審査の結果については、その審査に付されていないすべての委員にも報告されなければならないこととする。

く「第4 インフォームド・コンセント」について>※参考3

- (1) 介入を伴う研究及び観察研究に関する被験者の同意の取得については、以下の方法によることとする。
 - ① 介入を伴う研究の場合 文書により説明し、文書により同意を受ける方法により、被験者からインフォームド・コンセントを受けることとする。
 - ② 観察研究の場合
 - ・ 人体より採取された試料を用いる場合には、文書により説明し、文書により同意を得る方法により、被験者からインフォームド・コンセントを受けることを原則とする。ただし、研究が侵襲性を有しない場合には、文書による説明及び同意の取得を必要としないが、被験者への説明の内容及び被験者が同意したことに係る記録を作成しなければならない。
 - 人体より採取された試料を用いない場合には、文書又は口頭を問わず、インフォームド・コンセントを受けることを必ずしも必要としない。ただし、研究者等は、当該臨床研究の目的を含む研究の実施に係る情報を公開しなければならない。
- (2) 医薬品・医療機器による介入を伴う研究(体外診断を目的としたものを除く。) を実施する場合には、臨床研究に伴い被験者に生じた健康被害の補償のために講ずる保険その他の必要な措置について、事前に十分な説明をし、文書により同意を得なければならないこととする。その他の研究にあっては、補償の有無についての説明及び同意を得ることとする。

<「第5 試料等の保存及び他の機関での利用」について>※参考3

- (1) 試料等の保存及び利用については、以下のとおり行うこととする。
 - ① 研究責任者は、臨床研究に関する試料等を保存する場合には、研究計画書に 保存方法を記載するとともに、個人情報の漏洩、混交、盗難、紛失等が起こら ないように適切に管理する。
 - ② 研究開始前に人体から採取された試料の利用については、原則、被験者の同意を得ることとするが、同意の取得ができない場合であっても、以下のいずれかに該当する場合には、倫理審査委員会の承認及び臨床研究機関の長の許可を得たときに限り、利用することができる。
 - ア) 当該試料等が匿名化(連結不可能匿名化である場合又は連結可能匿名化 であって対応表を有していない場合。以下同じ。)されていること。
 - (一般に行われているコード化などは、ここにいう連結可能匿名化であり、研究責任者等がコード表を所有しない場合は、ここにいう対応表を有しない場合と考えられる。また、一般に無名化として行われているものは、

対応表が存在しない場合を指すものであり、ここにいう連結不可能匿名化 にあたると考えられる。)

- イ) 試料等の入手時に、当該臨床研究における利用が明示されていない同意 を取得している場合は、同意内容と当該臨床研究の関連性が合理的に認め られ、かつ、当該試料の利用目的を含む当該臨床研究の実施について情報 を公開していること。
- ウ) ア)及びイ)以外の場合で、次に掲げる要件を満たしていること。
 - 公衆衛生上特に必要性であり、かつ、被験者の同意の取得が困難であること。
 - 当該試料等の利用目的を含む当該臨床研究の実施について情報を公開し、被験者が利用を拒否できるようにしている。
- ③ 試料等の保存については、被験者との同意事項を遵守し、試料等を廃棄する際には必ず匿名化する。なお、保存期間が決められていない試料等を保存する場合には、当該試料等の名称、保管場所、管理責任者及び被験者から得た同意の内容を臨床研究機関の長に報告する。
- (2) 他の機関の試料等の利用については、以下のとおり行うこととする
 - ① 研究責任者は、他の機関からの試料等の提供を受けて臨床研究を実施する場合、提供を受ける試料等の内容及び提供を受ける必要性を研究計画に明記し、倫理審査委員会の承認を得て、当該臨床研究を実施する臨床研究機関を有する法人の代表者、行政機関の長等の事業者及び組織の代表者(以下「組織の代表者等」という。)の許可を得る。
 - ② 既存試料等を他の機関に提供する者は、臨床研究の開始までに、被験者の同意の取得及び当該同意に関する記録を作成することを原則とするが、当該同意の取得ができない場合にあっては、次のいずれかの要件を満たせば、当該試料等を他の機関に提供することができる。
 - ア) 当該試料等が匿名化されていること。この場合、当該試料等が人体から 採取された試料である場合には、所属する臨床研究機関の長にその旨を報 告すること。
 - イ) 次に掲げる要件を満たしていることについて倫理審査委員会の承認及び 所属する臨床研究機関の長の許可を得ていること。
 - ・ 被験者に対して、試料等の利用目的が当該試料の採取を行う機関外の 者への提供であること、当該機関外の者に提供される個人情報の項目、 提供の手段又は方法及び被験者等の求めにより当該被験者が識別される 個人情報の提供を停止することについて、あらかじめ通知又は公開し、 被験者が拒否できるようにしている。
 - ウ) ア)及びイ)以外の場合で、公衆衛生上特に必要があると認められ、ア)及

びイ)以外の適切な措置をとることについて、倫理審査委員会の承認と所属する臨床研究機関の長の許可を得ている。

※参考3: <「第4 インフォームド・コンセント」について>及び<「第5 試料等の保存及び他の機関での利用」について>は、疫学研究指針と同様の規定を整備するため、導入したもの。

3 倫理指針の適用時期

本指針は、平成20年10月31日より適用する。ただし、第2の(1)の⑤、第2の(2)の③④及び第3の(3)の①③④については、平成21年4月1日より適用する。本指針の改正以前に倫理審査が着手された臨床研究のうち、平成17年3月31日以前に着手された研究については、「臨床研究に関する倫理指針(平成15年厚生労働省告示第255号)」を適用し、また、平成17年4月1日以降に着手された研究については「臨床研究に関する倫理指針(平成16年厚生労働省告示第459号)」が適用するものとする。

【倫理指針外】

- **臨床研究の倫理指針に関する専門委員会において、関係者に対して要請する事項** 臨床研究の倫理指針に関する専門委員会としては、指針の公布、施行の際に、関係者に対して、次に掲げる事項に対する協力を要請することとする。
 - (1) 臨床研究の登録データベースへの登録に際して、研究者の実施する研究の適切性を確保するため、関係機関が臨床研究の実施等に関する相談体制を提供する。
 - (2) 本指針の規定の実効性担保として、公的研究費の支給において、倫理指針への 適合性を交付の要件とするなど研究費の支給に関係省庁が横断的な対応を行う。
 - (3) 厚生労働省及びその委託を受けた機関が実施する適合性に関する調査結果について(2)の関係省庁に通知する等の協力を行う。
 - (4) 本指針に従わない研究者に対して、臨床研究機関は、適切に是正措置等の対応を行う。
 - (5) 倫理審査委員会等の事務費用・スタッフ係る費用について研究費の間接経費 等の利用等により対応を図る。
 - (6) 厚生労働省は倫理審査委員会の委員について研修・教育の機会を提供する。
 - (7) 厚生労働省は、現在利用可能な e-learning に係る情報の普及・啓発に努める (具体的リンクは施行時記載)。
 - (8) 被験者の補償に関する保険について
 - ① 医薬品、医療機器による介入を伴う研究については、医師主導治験と同様に、 無過失の健康被害に対する補償が受けられることが求められているため、研究 者等が加入できる補償保険が望まれる。
 - ② 補償保険の対象及び給付の水準については、治験と同等の水準を確保するためには、治験に係る補償保険が準拠している医薬品副作用被害救済基金及び医薬企業法務研究会のガイドラインに準拠した保険の設計とすることを考慮する。
 - ③ また、補償を行うための健康被害と臨床研究の因果関係については、第三者の判断が行われるべきであることから、健康被害を受けた方の速やかな救済を行うためにも、倫理審査委員会等は、健康被害に関する審議の結果等の提供等に協力する。
 - ④ 公的研究費を受給している研究者が、保険料を研究費から支払うことを研究 費の取扱いにおいて認める。
 - (9) その他の制度との関連(補足)
 - ① 医療保険との関係においては、未承認、適応外の使用法の医薬品・医療機器を用いた臨床研究に関する「高度医療評価制度」が平成20年4月1日から実施され、本指針への適合性が高度医療評価制度の実施に係る要件とされていることに留意する。
 - ② 関係省は、「疫学研究に関する倫理指針」の改正に併せて、本指針との一体 化を図る。

| 臨床研究に関する倫理指針 | (改正案・新旧対照表(案))

	臨床研究に関する倫理指針(現行版)
	(下線は改正時削除箇所)
前文	
	前文
	 近年の科学技術の進展に伴い、臨床研究の重要性

は一段 と増している。臨床研究の主な目的は、医療における疾病 の予防方法、診断方法及び治療方法の改善、疾病原因及び 病態の理解並びに患者の生活の質の向上にあり、最善であ ると認められた予防方法、診断方法及び治療方法であって も、その有効性、効率性、利便性及び質に関する臨床研究 を通じて、絶えず再検証されなければならない。

また、医療の進歩は、最終的には臨床研究に依存せざる を得ない場合が多いが、臨床研究においては、被験者の福 利に対する配慮が科学的及び社会的利益よりも優先されな ければならない。

こうした点を踏まえ、被験者の個人の尊厳及び人権を守 るとともに、研究者等がより円滑に臨床研究を行うことが できるよう、ここに倫理指針を定める。

この指針は、世界医師会によるヘルシンキ寅言に示され た倫理規範や我が国の個人情報の保護に係る議論等を踏ま え、また、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律 第57号)第8条の規定に基づき、臨床研究の実施に当た り、研究者等が遵守すべき事項を定めたものである。しか しながら、臨床研究には極めて多様な形態があることに配 慮して、この指針においては基本的な原則を示すにとどめ ており、研究責任者が臨床研究計画を立案し、その適否に ついて倫理審査委員会が判断するに当たっては、この原則 を踏まえつつ、個々の臨床研究計画の内容等に応じて適切 に行うことが求められる。

臨床研究が、社会の理解と協力を得て、一層社会に貢献

前文

近年の科学技術の進展に伴い、臨床研究の重要性は一段と 増している。臨床研究の主な目的は、医療における疾病の予 防方法、診断方法及び治療方法の改善、疾病原因及び病態の 理解並びに患者の生活の質の向上にあり、最善であると認め られた予防方法、診断方法及び治療方法であっても、その有 効性、効率性、利便性及び質に関する臨床研究を通じて、絶 えず再検証されなければならない。

改正案 (新規部分は赤字・下線にて記載。空欄は改正なしの項目)

また、医療の進歩は、最終的には臨床研究に依存せざる を得ない場合が多いが、臨床研究においては、被験者の福利 に対する配慮が科学的及び社会的利益よりも優先されなけれ ばならない。

こうした点を踏まえ、被験者の人間の尊厳及び人権を守る とともに、研究者等がより円滑に臨床研究を行うことができ るよう、ここに倫理指針を定める。

この指針は、世界医師会によるヘルシンキ宣言に示された 倫理規範や我が国の個人情報の保護に係る議論等を踏まえ、 また、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57 号) 第8条の規定に基づき、臨床研究の実施に当たり、研究 者等が遵守すべき事項を定めたものである。しかしながら、 臨床研究には極めて多様な形態があることに配慮して、この 指針においては基本的な原則を示すにとどめており、研究責 任者が臨床研究計画を立案し、その適否について倫理審査委 員会が判断するに当たっては、この原則を踏まえつつ、個々 の臨床研究計画の内容等に応じて適切に行うことが求められ る。

臨床研究が、社会の理解と協力を得て、一層社会に貢献す するために、すべての臨床研究の関係者が、この指針に従一るために、すべての臨床研究の関係者が、この指針に従って

◎光石特別ゲストよりご提

ļ

	1. 改正前の臨床研究に関する倫理指針 (平成 15 年厚生労		
	働省告示第 255 号、以下「旧指針」という。)が施行さ		
	れる前に既に着手され、現在実施中の臨床研究に対して		
	は、この指針及び旧指針は適用しないが、可能な限り、		
	この指針に沿って適正に実施することが望ましい。		
	2. 日本国外において、当該日本国外の研究機関と共同で		
	臨床研究を実施する場合には、原則としてこの指針を遵		
	守するとともに、当該日本国外の研究機関の存する国に		
	おける基準がこの指針よりも厳格な場合には、当該厳格		
	な基準を遵守しなければならない。		
	ただし、本指針が相手国における基準より厳格な場合		
	であって、かつ、次に掲げる要件のすべてを満たす場合		
	には、相手国における試料等の提供及び取扱いについ		
	て、相手国の定める法令、指針等の基準に従って行うこ		
	とができる。		
	イ 相手国において本指針の適用が困難であること		
	ロ 以下に定める事項が適切に措置されることについて		
	我が国の臨床研究機関の倫理審査委員会の承認を受け、		
	当該機関の長が適当と判断していること		
	(イ) インフォームド・コンセントを得られること。		
	(ロ) 提供者の個人情報の保護について適切な措置が		
	講じられること。		
	(ハ) 研究計画の科学的・倫理的妥当性について、相手		
	国において承認されること、又は相手国が定める法令、		
	指針等に基づいて相手国の研究機関内の倫理審査委員		
	会若しくはこれに準ずる組織により承認され、相手国の		
	研究機関の長により許可されること。		
3 用語	(1) 臨床研究 .	(1) 臨床研究	◎ 臨床研究の分類。
の定義	医療における疾病の予防方法、診断方法及び治療方法の	医療における疾病の予防方法、診断方法及び治療方法の改	
		善、疾病原因及び病態の理解並びに患者の生活の質の向上を	
		目的として実施される次のイからハに掲げる医学系研究であ	
	とするもの <u>(個人を特定できる人由来の材料及びデータに</u>	って、人を対象とするものをいう。 <u>ただし、試料等として連</u>	

関する研究を含む。)をいう。	結不可能匿名化された診療情報 (死者に係るものを含む) の	
<細則>	<u>みを用いた研究はこの指針の対象とはしない。</u>	
「医学系研究」には、医学に関する研究とともに、歯学、		
薬学、看護学、リハビリテーション学、予防医学、健康科学	イ 介入を伴う研究であって、医薬品、医療機器による予	
に関する研究が含まれる。	防、診断、治療方法に関する研究	
	_ ロ イ以外の介入を伴う研究	
	用いる研究で疫学研究を含まないもの(以下、「観察研究」	
	<u>という。)</u>	
	<細則>	
	1. 「医学系研究」には、医学に関する研究とともに、歯学、	
	薬学、看護学、リハビリテーション学、予防医学、健康科学	
	に関する研究が含まれる。	
	2. 観察研究には以下のものも含む。	
		
	い医療行為における記録、結果、診療に用いた検体等を利用す	
	<u>る研究</u>	
	(2) 介入	◎ 介入研究の定義
	<u>介入とは、予防、診断、治療、看護ケア、リハビリテーシ</u>	
	ョン等について、以下の行為を行うことである。	
	イ 通常の診療を超えた医療行為を研究として実施するも	
	<u>Ø</u> .	
	ロ 通常の診療と同等の医療行為であっても、被験者の集	
	団を原則として2群以上のグループに分け、それぞれに異	
	なる治療方法、診断方法、予防方法その他の健康に影響を	
	与えると考えられる要因に関する作為又は無作為の割付け	
	<u>を行ってその効果等をグループ間で比較するもの</u>	
(2) 被験者	(3) 被験者	
次のいずれかに該当する者をいう。	次のいずれかに該当する者をいう。	
① 臨床研究を実施される者	① 臨床研究を実施される者	
② 臨床研究を実施されることを求められた者	② 臨床研究を実施されることを求められた者	
③ 臨床研究に用いようとする血液、組織、体液、排泄	③ 臨床研究に用いようとする血液、組織、体液、排泄物及	

の並びで、既
)について定

	生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれ		
	る氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別		
	することができるもの(他の情報と容易に照合することが		
	でき、それにより特定の個人を識別することができること		
	となるものを含む。)をいう。		
	なお、死者に係る情報が同時に、遺族等の生存する個人		
	に関する情報である場合には、当該生存する個人の個人情		
	報となる。		
	<細則>		
	代表的な個人情報には、氏名、生年月日、住所、電話番号		
	のほか、患者ごとに記録された診療情報番号等の符号を含む		
-	情報等が考えられるが、この指針における個人情報となるか		
	否かは具体的な状況に応じて個別に判断することとなる。		
	(7) 保有する個人情報		
	臨床研究機関に属する研究者等が実施する研究に係る個		
	人情報であって、当該研究者等が、開示、内容の訂正、追		
	加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止		
	を行うことのできる権限を有するものをいう。		
		(11) 匿名化	
		個人情報から個人を識別することができる情報の全部又は	
		一部を取り除き、代わりにその人と関わりのない符号又は番	
		号を付すことをいう。試料等に付随する情報のうち、ある情	
		<u>報だけでは特定の人を識別できない情報であっても、各種の</u>	
		名簿等の他で入手できる情報と組み合わせることにより、そ	
		の人を識別できる場合には、組合せに必要な情報の全部又は	
		一部を取り除いて、その人が識別できないようにすることを	
		いう。	
		(12) 連結可能匿名化	
		<u> 必要な場合に個人を識別できるように、その人と新たに付</u>	
		された符号又は番号の対応表を残す方法による匿名化をい	
		<u>5.</u>	
		〈細則〉	

 :			T
		一般に行われているコード化などは、連結可能匿名化にあた	
		ると考えられる。	
		(13) 連結不可能匿名化	
		<u>個人を識別できないように、その人と新たに付された符号</u>	
		又は番号の対応表を残さない方法による匿名化をいう。	
i		対応表が存在しない場合であり、連結不可能匿名化にあたると考	
		<u>えられる。</u>	
	(8) 臨床研究機関		
	臨床研究を実施する機関(試料等の提供を行う機関を含		
	む。)をいう。		
	<細則>		
	代表的な診療情報には、患者ごとに記録された診療情報等		
	が考えられるが、この指針における診療情報となるか否かは		
	具体的な状況に応じて個別に判断することとなる。		
	(9) 共同臨床研究機関		
	臨床研究計画書に記載された臨床研究を共同して行う臨		·
	床研究機関(試料等の提供を行う機関を含む。)をいう。		
	(10) 倫理審查委員会	(12) 倫理審査委員会	以如。の公理党本を見入の
			外部への倫理審査委員会の
	臨床研究の実施又は継続の適否その他臨床研究に関し必要な表現によりである。	臨床研究の実施又は継続の適否その他臨床研究に関し必要	設置
	要な事項について、被験者の個人の尊厳、人権の尊重その	な事項について、被験者の <u>人間</u> の尊厳、人権の尊重その他の	
	他の倫理的観点及び科学的観点から調査審議するため、臨	倫理的観点及び科学的観点から調査審議するために <u>設置され</u>	
	<u>床研究機関の長の諮問機関として置かれた</u> 合議制の機関を	<u>た次に掲げる</u> 合議制の機関をいう。	
	いう。	ア 臨床研究機関の長が設置した倫理審査委員会	
		イ 臨床研究機関の長が他の医療機関の長と共同で設置した	
		倫理審査委員会	
		により設立された法人が設置した倫理審査委員会	
		エ 医療関係者により構成された学術団体が設置した倫理審	
		―――――――――――――――――――――――――――――――――――――	

	<u>查委員会</u>	
	オ 他の臨床研究機関の長が設置した倫理審査委員会(アに	
	<u>掲げる者を除く。)</u>	
	カ 私立学校法 (昭和二十四年法律第二百七十号) 第三条に	
	規定する学校法人 (医療機関を有するものに限る。) が設置し	
	た倫理審査委員会	
	<u>キ 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条</u>	
	第一項に規定する独立行政法人(医療機関を有するものに限	
	<u>る。)が設置した倫理審査委員会</u>	
	<u>夕 国立大学法人法(平成十五年第百十二号)第二条第一項</u>	
	に規定する国立大学法人 (医療機関を有するものに限る。) が	
	設置した倫理審査委員会	
	<u>ケ 地方独立行政法人法</u> (平成十五年法律第百十八号)第二	
	条第一項に規定する地方独立行政法人(医療機関を有するも	
	のに限る。)が設置した倫理審査委員会	
	□ 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第	
	一項に規定する特定非営利団体が設置した倫理審査委員会	
	〈細則〉	
	 臨床研究機関には試料等の提供を行う機関も含む	
	THE PROPERTY OF THE PROPERTY O	
(11) インフォームド・コンセント		
被験者となることを求められた者が、研究者等から事前		
に臨床研究に関する十分な説明を受け、その臨床研究の意		
義、目的、方法等を理解し、自由意思に基づいて与える、		
被験者となること及び試料等の取扱いに関する同意をい		
一		
(12) 代諾者	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(12) 10話句 被験者の意思及び利益を代弁できると考えられる者であ		
つて、当該被験者にインフォームド・コンセントを与える		
能力のない場合に、当該被験者の代わりに、研究者等に対		
してインフォームド・コンセントを与える者をいう。		

	(13) 未成年者 満20歳未満のものであって、婚姻をしたことがないものをいう。 (14) 代理人 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は保有す		
	る個人情報の利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等		
	若しくは第三者提供の停止の求め(以下「開示等の求め」		
	という。)をすることにつき本人が委任した代理人をいう。		
	<u>(15) 行為能力</u>	(削除)	◎ 行為能力は同意する能
	<u>法律行為を単独で確定的に行うために必要な能力をい</u>		力と同義ではない。との指
http://	<u>う。</u>		摘あり
	民者等の責務等 		
1 研究			
者等の責	被験者の生命、健康、プライバシー及び尊厳を守ること		
務等	は、臨床研究に携わる研究者等の責務である。		
	(2)	(2)	◎ 医薬品・医療機器に関す
	研究責任者は、被験者に対する説明の内容、同意の確認	研究責任者は、被験者に対する説明の内容、同意の確認方	る介入研究に関する補償の
	方法、臨床研究に伴う補償の有無(臨床研究に伴う補償が	法、医薬品、医療機器(体外診断を目的とした研究を除く。)	明示。
	ある場合にあっては、当該補償の内容を含む。第4の1の	<u>による介入を伴う研究にあっては、臨床研究に伴い被験者に</u>	
	<u>(1)において同じ。)</u> その他のインフォームド・コンセント	生じた健康被害の補償のために講じる保険その他の必要な措	
	の手続きに必要な事項を研究計画に記載しなければならな	置(医薬品、医療機器(体外診断を目的とした研究を除く。)	
	U.	による介入を伴う研究以外の研究にあっては、補償の有無。)、	
	<細則>	その他のインフォームド・コンセントの手続きに必要な事項	
	臨床研究計画書に記載すべき事項は、一般的に以下		
	のとおりとするが、臨床研究の内容に応じて変更できる。	<細則>	
	イを被験者の選定方針	臨床研究計画書に記載すべき事項は、一般的に以下	
	ロ 当該臨床研究の意義、目的、方法及び期間、当該臨床研	のとおりとするが、臨床研究の内容に応じて変更できる。	
	究に参加することにより期待される利益及び起こり得る危	イー被験者の選定方針	
	険並びに必然的に伴う不快な状態、当該臨床研究終了後の対	ロ 当該臨床研究の意義、目的、方法及び期間、当該臨床研究	
	応、当該臨床研究に係る個人情報の保護の方法(被験者を特	に参加することにより期待される利益及び起こり得る危険並	
	定できる場合の取扱いを含む。)	びに必然的に伴う不快な状態、当該臨床研究終了後の対応、当	
	ハの共同研究機関の名称	該臨床研究に係る個人情報の保護の方法 (被験者を特定できる	

		IBA o restricted to the control of t	
	二 研究者等の氏名	場合の取扱いを含む。)	
	ホーインフォームド・コンセントのための手続	ハ 共同研究機関の名称	
	へ インフォームド・コンセントを受けるための説明事項及	二 研究者等の氏名	
	び同意文書	ホ インフォームド・コンセントのための手続	
	ト 当該臨床研究に係る資金源、起こり得る利害の衝突及び	へ インフォームド・コンセントを受けるための説明事項及び	
	研究者等の関連組織との関わり	同意文書	
	チ 当該臨床研究に伴う補償の有無(当該臨床研究に伴う補	ト 当該臨床研究に係る資金源、起こり得る利害の衝突及び研	
	<u>償がある場合にあっては、当該補償の内容を含む。)</u>	究者等の関連組織との関わり	
	【被験者からのインフォームド・コンセントを受けることが	チ 医薬品、医療機器(体外診断を目的とした研究を除く。)	·
	困難な場合】	による介入を伴う研究にあっては、当該臨床研究に伴い被験者	
	リ 当該臨床研究の重要性、被験者の当該臨床研究への参加	に生じた健康被害の補償のために講じる保険その他の必要な	
	が当該臨床研究を実施するに当たり必要不可欠な理由及び	措置。その他の研究にあっては、補償の有無	
	代諾者等の選定方針	<u>リ 試料等の保存及び使用方法並びに保存期間</u>	
		ヌ 代諾者を選定する場合はその考え方	
		【被験者からのインフォームド・コンセントを受けることが困	
		難な場合】	
		<u>ル</u> 当該臨床研究の重要性、被験者の当該臨床研究への参加が	
		当該臨床研究を実施するに当たり必要不可欠な理由	
	(3)	(3)	◎ 臨床研究の多様な形態
	研究者等は、臨床研究を実施する場合には、被験者に対	研究者等は、介入を伴う臨床研究を実施する場合には、被	に配慮したインフォーム
	し、当該臨床研究に実施に関し必要な事項について十分な	験者に対し、当該臨床研究に実施に関し必要な事項について	ド・コンセントのあり方
•	説明を行い、文書でインフォームド・コンセントを受けな	十分な説明を行い、文書でインフォームド・コンセントを受	
	ければならない。	けなければならない。	
	<細則>	<細則>	
	研究者等ごとに同意文書を受理しなければならないわけ	研究者等ごとに同意文書を受理しなければならないわけで	
	ではなく、研究責任者が代表で受理する等、被験者ごとに一	はなく、研究責任者が代表で受理する等、被験者ごとに一つの	
	つの同意文書を受理すること対応可能である。	同意文書を受理することで対応可能である。	
		(4)	◎ 医薬品・医療機器に関す
		<u>研究者等は、医薬品、医療機器(体外診断を目的としたも</u>	る研究についての補償。
		のを除く。)による介入を伴う研究を実施する場合、あらかじ	
		め、被験者に生じた健康被害の補償のために、保険その他の	
		<u>必要な措置を講じておかなければならない。</u>	
	•	1	

 			
		<u><細則></u>	
		臨床研究に関連して被験者に健康被害が生じた場合の補償措置	
		については、必ずしも研究者等による保険への加入に基づく金銭	
		の支払いに限られるものではなく、有害事象に対する治療に対し	
		ては、医療の提供及びその体制の提供という手段も考慮しうるも	
		のである。なお、金銭的な補償を行うか否か及び行う場合に許容	
		される程度については、研究計画の内容に応じて、当該臨床研究	
		による被験者の便益及びリスク等を評価し、個別に研究者が考慮	
		すべきものであるが、被験者に対し予め文書により具体的に説明	
		するとともに、文書により同意を得ておくことは最低限必要と考	
		<u>えられる。</u>	
	(4)		
	研究責任者は、臨床研究に伴う危険が予測され、安全性		
	を十分に確保できると判断できない場合には、原則として		
	当該臨床研究を実施してはならない。		
	<細則>		
	1. 研究責任者は、臨床研究を終了するまでの間、危険の		
	予測や安全性の確保に必要な情報について、把握してお		
	かなければならない。		
	2. 研究責任者は、臨床研究を実施する場合には、当該臨		
	床研究の安全性を十分確保することが特に重要である。		
	(5)	(<u>6</u>)	◎ 臨床研究機関の長と研
	研究責任者は、臨床研究を実施し、又は継続するに当た	研究責任者は、臨床研究を実施し、又は継続するに当たり、	究責任者が同一になる場合
	り、臨床研究機関の長の許可を受けなければならない。	臨床研究機関の長の許可を受けなければならない。	の対応を本則へ移動。
	<細則>	<細則>	
	1 . 「臨床研究の継続」には、臨床研究を何らかの理由に	1.「臨床研究の継続」には、臨床研究を何らかの理由によ	
	より中止し、再開する場合が含まれる。	り中止し、再開する場合が含まれる。	
	2. 「臨床研究機関」の長とは、例えば、以下のとおりで	2.「臨床研究機関」の長とは、例えば、以下のとおりであ	
	ある。	ప 。	
	イ 病院の場合は、病院長	イ 病院の場合は、病院長	
	ロ 保健所の場合は、保健所長	ロ 保健所の場合は、保健所長	
	ハ 企業等の研究所の場合は、研究所長	ハ 企業等の研究所の場合は、研究所長	

	3. 臨床研究機関が小規模であること等により研究責任者	3. 臨床研究機関が小規模であること等により研究責任者と	
	と臨床研究機関の長が同一人物にならざるを得ない場	3. 臨床研究機関が小規模であること等により研究責任者と 臨床研究機関の長が同一人物にならざるを得ない場合に	
	合には、研究責任者は、共同臨床研究機関、公益法人、	は、研究責任者は、共同臨床研究機関、独立行政法人、学	
	学会等に設置された倫理審査委員会に審査を依頼する	校法人、国立大学法人、地方独立行政法人、学会等に設置	
ļ	等により、臨床研究における倫理性に十分配慮した上で	された倫理審査委員会に審査を依頼する等により、臨床研	
	実施しなければならない。	究における倫理性に十分配慮した上で実施しなければな	
	大胆しなければならない。	カにのいる倫理性に十万能慮した工で実施しなりればな らない。	
	(6)	5/40%	
	一		
	計画及び作業内容を明示しなければならない。		
	11日次の日本日日と初からない有明をあるの。	(8)	◎ 介入研究の公表データ
		<u>、697</u> <u>研究責任者は、医薬品、医療機器(</u> 体外診断を目的とした	◎ 「ガス研究の公表ナーター ベースへの登録。
		ものを除く。)による介入を伴う研究及びその他侵襲性を有す	一 スペーンプログス
		<u>る介入を伴う研究を実施する場合には、あらかじめ、研究計</u>	 平成 20 年 4 月 1 日から、未
		<u>画を臨床研究の公表を目的とする登録データベース(国立大</u>	承認・適応外の医薬品・医療
		学附属病院長会議、財団法人医薬情報センター、社団法人日	
		本医師会が設置したものをいう。以下同じ。)に登録しなけれ	険との併用にあたって、先進
		ばならない。ただし、臨床研究の実施に著しく支障を生じる	医療の一類型である高度医療
		場合であって、倫理審査委員会が承認し、臨床研究機関の長	評価制度の下で、厚生労働大
		が許可したものについては、この限りではない。	正価耐度の下で、厚生分割へ
		<u>/ 知明 / 5 / 5 / 5 / 5 / 5 / 5 / 5 / 5 / 5 / </u>	することとされている。
		<u>^ ^ 1987 / </u>	することとといる。
	(7)	(9)	◎介入について、定義が明示
	研究責任者は、臨床研究を適正に実行するために必要な	- ・・ 研究責任者は、臨床研究を適正に実行するために必要な専	されるようになったため、
	専門的知識及び臨床経験が十分にある者でなければならな	門的知識及び臨床経験が十分にある者でなければならない。	(いわゆる介入研究)を削
	い。	<細則>	除。
	<細則>	カスを伴う研究その他の健康に影響を与えるような行為を伴	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
	健康に影響を与えるような行為を伴う人を対象とする臨	う人を対象とする臨床研究を行う場合には、臨床経験が十分にあ	
	床研究 <u>(いわゆる介入研究)</u> を行う場合には、臨床経験が十	る医師による適切な助言を得なければならない。ただし、臨床経	
	分にある医師による適切な助言を得なければならない。ただ	験が十分にある医師が当該臨床研究に参加している場合には、こ	
	し、臨床経験が十分にある医師が当該臨床研究に参加してい	の限りではない。	
L			

	る場合には、この限りではない。		
<u> </u>	(8)		
	研究者等は臨床研究を実施するに当たっては、一般的に		
	受け入れられた科学的原則に従い、科学的文献その他科学		
	に関連する情報源及び十分な実験に基づかなければならな		
	1- 関連する自転源及び1カな天歌に奉 ブルないればならない。		
	(9)		
	研究者等は、環境に影響を及ぼすおそれのある臨床研究		
	を実施する場合又は臨床研究の実施に当たり動物を使用する場合には、よいな配慮されない。		
-	る場合には、十分な配慮をしなければならない。	(10)	
·		研究者等は、臨床研究の実施に先立ち、臨床研究の倫理そ	
		の他臨床研究の実施に必要な知識について、講習等を受講し	
	(40)	<u>なければならない。</u>	
		(13)	◎ 有害事象の迅速な報告。
	研究責任者は、臨床研究機関の長に対し、重篤な有害事	研究責任者は、臨床研究の適正性及び信頼性を確保するた	暫定的措置の規定
	<u>象その他の</u> 臨床研究の適正性及び信頼性を確保するための	めに必要な情報 <u>を収集し、及び検討するとともに、</u> 臨床研究	
	<u>調査</u> に必要な情報を報告しなければならない。	機関の長に対して報告しなければならない。 <u>また、必要に応</u>	
	·	じ、研究計画書を改訂しなければならない。	
		(14)	◎ 臨床研究機関の長への
		研究責任者は、臨床研究に関連した重篤な有害事象及び不具	有害事象報告
		合等の発生を知ったときは、直ちにその旨を臨床研究機関の	
		<u>長に通知しなければならない。</u>	
		(15)	◎ 臨床研究の年次報告、終
		研究責任者は、当該研究を終了したときは、臨床研究機関	了報告。
		の長にその旨及び結果の概要を文書により報告しなければな	
		らない。また、年に1回の当該臨床研究の進捗状況、臨床研	
		究の結果、有害事象の発生状況を研究機関の長に報告しなけ	
		ればならない。	
		〈細則〉	
		毎年の報告の報告時期については各々の臨床研究機関におい	

	マーキリも叶地とウムフェルトナフ	
(44)	て、適当な時期を定めることとする。	
研究責任者は、他の臨床研究機関と共同で臨床研究を実		
施する場合には、当該他の臨床研究機関の研究責任者に対		
し、臨床研究に起因する重篤な有害事象を報告しなければ		
ならない。		
(12)		
研究責任者は、臨床研究により期待される利益よりも起		
こり得る危険が高いと判断される場合又は臨床研究により		
十分な成果が得られた場合には、当該臨床研究を中止し、		
又は終了しなければならない。		
<細則>		
1. 研究責任者は、臨床研究を終了するまでの間、臨床研		
究に関する国内外における学会発表、論文発表等の情報		
(以下「発表情報等」という。) について把握しておく		
とともに、把握した当該発表情報等について、臨床研究		
機関の長に対し、報告することが望ましい。		
2. 研究責任者は、他の臨床研究機関と共同で臨床研究を		
実施する場合には、当該他の臨床研究機関の研究責任者		
に対し、把握した発表情報等について報告することが望		
ましい。		
3. 研究責任者は、臨床研究計画を中止し、又は終了した		
場合には、その旨を臨床研究機関の長へ報告しなければ		
ならない。この場合において、研究責任者は、臨床研究		
により期待される利益よりも起こり得る危険が高いと		
判断される場合等緊急性の高い理由により当該臨床研		
究を中止した場合については、遅滞なく、その旨を臨床		
研究機関の長へ報告しなければならない。		
(13)		
研究責任者の個人情報の保護に係る責務等は、次のとお		
りとする。		
(13)-①		

		·
いの全部又は一部を委託する場合は、そ	-	
れた個人情報の安全管理が図られるよ		
者に対する必要かつ適切な監督を行わな		
が遅せされていることを確認することであ		
報に関し、次に掲げる事項について、被		
態(被験者の求めに応じて遅滞なく回答	;	
に置かなければならない。		
る研究者等の氏名等又は研究チームの名		
情報の利用目的(ただし、細則で規定す		
なじる手结		
③の二の規定は、次に掲げる場合について、		
A STATE OF THE PARTY OF THE PAR		
抜験者に通知し、又は公表することにより被		
	扱う研究者等に対し必要かつ適切な監督をない。 臨床研究機関の長と協力しつつ、個人情報を整備することが望まれた。 臨床研究機関の長と協力しつつ、個人情報を整備することが望まれた。 の全部人情報のの会話では、例えばをでは、例えばを明示的に対する必要が連合では、例えばを明示的に対するとでをできまれていることを確認することをできませば、次に掲げる事でにない。 に関し、次に掲げる事でにない。 に関いなければならない。 に関いなければならない。 に関いなければならないの表にで、一人の名情報の利用目的(ただし、細則で規定する手続いの手続いる手続いの一の規定は、次に掲げる場合について、の規定は、次に掲げる場合について、のの規定は、次に掲げる場合について、のの規定は、次に掲げる場合について、	臨床研究機関の長と協力しつつ、個人情報の手続、設備、体制等を整備することが望まれての全部又は一部を委託する場合は、それた個人情報の安全管理が図られるよ者に対する必要かつ適切な監督を行わない。 を監督とは、例えば委託契約書において、委託督とは、例えば委託契約書において、委託督とは、例えば委託契約書において、委託管とは、例えば委託契約書において、委託管とは、例えば委託契約書において、被談中されていることを確認することであり、選中されていることを確認することであり、「選中されていることを確認することであり、「では、一般に関し、次に掲げる事項について、被談(被験者の求めに応じて遅滞なく回答に置かなければならない。 の研究者等の氏名等又は研究チームの名情報の利用目的(ただし、細則で規定することを手続

験者又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

- ロ 利用目的を被験者に通知し、又は公表することにより当該研究責任者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- ハ 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を被験者に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 二 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(13)-(4)

被験者又は代理人から、当該被験者が識別される保有する個人情報の開示を求められたときは、原則として被験者に対し、遅滞なく、書面の交付又は開示の求めを行った者が同意した方法により当該保有する個人情報を開示しなければならない。

また、被験者が識別される保有する個人情報が存在しないときには、その旨を知らせなければならない。

ただし、開示することにより、次の各号のいずれかに該 当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができ る。

- 一 被験者又は第三者の生命、身体、財産その他の権利権 益を害するおそれがある場合
- 二 当該研究に係る研究者等の業務の適正な実施に著しい 支障を及ぼすおそれがある場合
- 三 他の法令に違反することとなる場合

また、開示を求められた保有する個人情報の全部又は一部について開示しない胸を決定したときは、原則として被験者に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。その際、原則として被験者に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

なお、他の法令の規定により、保有する個人情報の開示	
について定めがある場合には、当該法令の規定によるもの	
とする。	
(13)-⑤	
保有する個人情報のうち、個人情報のうち、診療情報を	
含むものを開示する場合には、原則として別途厚生労働省	
医政局長が示す指針に従って行うものとする。	
<細則>	
第2の1(13)⑤の規定において、「別途厚生労働省医政局	
長が示す指針」とあるのは、「診療情報等の提供等に関する	
指針の策定について」(平成 15 年 9 月 12 日医政発第 0912001	
号厚生労働省医政局長通知)で示す「診療情報の提供等に関	
する指針」のことをいう。	
(13)-⑥	
被験者又は代理人から、保有する個人情報の訂正等、利	
用停止等、第三者への提供の停止を求められた場合で、そ	
れらの求めが適性であると認められるときは、これらの措	
置を行わなければならない。	
ただし、利用停止等及び第三者への提供の停止について	
は、多額の費用を要する場合など当該措置を行うことが困	
難な場合であって、被験者の権利利益を保護するために必	
要なこれに変わるべき措置をとるときは、この限りではな	
l',	
<細則>	
第2の1(13)⑥の規定において、被験者又は代理人か	
ら求められた保有する個人情報の全部若しくは一部につ	
いて、次に掲げる事項を実施又は決定した場合は、原則	
として被験者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなけれ	
ばならない。	
イ 訂正等を行ったとき	
ロ 訂正等を行わない旨の決定をしたとき	
ハ 利用停止等を行ったとき	

		r
二 利用停止等を行わない旨を決定したとき		
ホ 第三者への提供を停止したとき		
へ 第三者への提供を停止しない旨を決定したとき		
(13) – 7		
被験者又は代理人からの開示等の求めの全部又は一部に		
ついて、その措置をとらない旨又はその措置と異なる措置		
をとる旨を通知する場合は、原則として被験者に対し、そ	· .	
の理由を説明するよう努めなければならない。		
(13)-(8)		
被験者又は代理人に対し、開示等の求めに関して、その		
対象となる保有する個人情報を特定するに足りる事項の提		
示を求めることができる。この場合において、被験者又は		
代理人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができる		
よう、当該保有する個人情報の特定に資する情報の提供そ		
の他被験者又は代理人の利便を考慮した措置をとらなけれ		
ばならない。		
<細則>		
当該研究に係る開示等の求めに対しては、一元的に対応で		
きるような手続等を定めるなど被験者及び代理人の負担を		
できるだけ軽減するような措置を講ずるよう努めなければ		
ならない。		
(14)		
研究者等の個人情報の保護に係る責務等は次のとおりと する。		
研究者等は、臨床研究の結果を公表する場合には、被験		
者を特定できないように行わなければならない。		
/m Fulls		
<細則>		
特定の被験者の症例や事例を学会で発表したり、学会誌で		
報告したりする場合等は氏名、生年月日、住所等を消去する		
ことで被験者を特定できないようにてきるものと考えられ		

るが、症例や事例により被験者を特定できないようにするこ		
とが困難な場合は、被験者の同意を得なければならない。		
(14)-2		
あらかじめ被験者の同意を得ないで、インフォームド・		
コンセントに特定された利用目的の達成に必要な範囲を超		
えて、個人情報を取り扱ってはならない。		
(14)-③		
当該研究に係る個人情報について、利用目的を変更する		
場合 (第2の1(14)④に規定する場合を除く。)には、あら		
ためて被験者に当該変更の内容を説明し、同意を得なけれ		
ばならない(ただし、細則で規定する場合を除く。)。		
<細則>		
第2の1(14)③の規定は、次に掲げる場合について、適用		
しない。		
イ 法令に基づく場合		
ロ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要が		
ある場合であって、被験者の同意を得ることが困難である		
とき。		
ハ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために		
特に必要がある場合であって、被験者の同意を得ることが		
困難であるとき。		
二国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受け者		
が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必		
要がある場合であって、被験者の同意を得ることにより当		
該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。		
(14)-④		
当該研究に係る個人情報について、変更前の利用目的を		
相当の関連を有すると合理的に認められる範囲において利		
用目的を変更する場合は、原則として当該変更の内容につ		
いて被験者に通知又は公表しなければならない。	,	
(14) - (5)		
他の研究者等から研究を承継することに伴い個人情報を		

取得した場合は、あらかじめ被験者の同意を得なし 継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要 を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。	
(14)-⑥	
偽りその他不正な手段により個人情報を取得して	はなら
ない。	
(14)-⑦	
利用目的の達成に必要な範囲内において、当該研	T究に係
る個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めた	
ならない。	
(14)-(8)	
その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の	
の他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な	措置を
講じなければならない。	
また、死者の人としての尊厳及び遺族の感情にか	んがみ、
死者に係る情報についても個人情報と同様に、情報	の 漏 え
い、滅失又はき損の防止その他の死者に係る情報の	
理のために必要かつ適切な措置を講じなければなら	
(14)-(9)	/d b 'o
あらかじめ被験者の同意を得ないで、当該研究に	
│ 人情報を第三者に提供してはならない(ただし細貝	」で規定
する場合を除く。)。	
<細則>	
1. 第2の1(14) ⑨の規定は、次に掲げる場合につい	いて、適
用しない。	
イ 法令に基づく場合	
ロー人の生命、身体又は財産の保護のために必要が	ジ
合であって、被験者の同意を得ることが困難で	<i>SØ</i> ⊙ C
き。	
ハ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進	
に特に必要がある場合であって、被験者の同意を	を得るこ
とが困難であるとき。	

	_		
	二 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受け		
	た者が法令の定める事務を遂行することに対して協力		
	する必要がある場合であって、被験者の同意を得ること		
	により当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると		
	き。		
	2. 次に掲げる場合は、第2の1(14)⑨で規定する第三者に		
	該当しないものとする。		
	イ 研究者等が利用目的の達成に必要な範囲内において		
	個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合		
	│ ロ 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情 │		
	報が提供される場合		
	ハ 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合		
	であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の		
	項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用		
	目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者		
	の氏名又は名称について、あらかじめ、被験者に通知し、		
	又は被験者が容易に知り得る状態に置いているとき(た		
	だし、この場合は、研究者等は当該個人情報を利用する	_	
	者の利用目的又は個人情報の管理について責任を有す		
	る者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内		
	容について、あらかじめ、被験者に通知し、又は被験者		
	が容易に知り得る状態に置かなければならない。)。		
	(14) –(10)		
	当該研究に関する個人情報の取扱いに関する被験者等か		
	らの苦情・問い合わせの適切かつ迅速な対応に努めなけれ		
	ばならない。		
	(15)		
	- 、、。 - 研究責任者は、臨床研究終了後においても、被験者が当		·
	該臨床研究の結果により得られた最善の予防、診断、及び		
	治療を受けることができるよう努めなければならない。		
2 臨床	(1) 倫理的な医療の周知		
研究機関	臨床研究機関の長は、当該臨床研究機関における臨床研		
かしているは			

	m / / / / / / / / / / / / / / / / / / /		
の長の責			
務等	ないよう、研究者等(当該臨床研究機関の長を除く。)に対		
	し、臨床研究を実施するに当たり、被験者の個人の尊厳及		
	び人権を尊重し、個人情報を保護しなければならないこと		
	を周知徹底しなければならない。		
		(2) 臨床研究機関の長の責任	◎ 臨床研究機関の長の責
		臨床研究機関の長は、いかなる臨床研究も、臨床研究機関	任の明確化
		の長の責任の下で計画され、実施されることを確保し、被験	
		者の健康被害等に関する補償その他の措置が適切に講じられ	
		ることを確保しなければならない。	
		(3) 臨床研究の適正な実施の確保	◎ 有害事象発生時の対応
		臨床研究機関の長は、臨床研究に係る業務、重篤な有害事	手順の準備
		象に対して研究者等が実施すべき事項に関する簡潔な手順書	
		を作成し、臨床研究が手順書に従って適正かつ円滑に行われ	
		るよう必要な措置を講じなければならない。	
	(2) 倫理審査委員会の <u>設置</u>	(<u>4</u>) 倫理審査委員会の <u>審査</u>	◎ 外部機関の倫理審査委
	臨床研究機関の長は、臨床研究計画がこの指針に適合し	臨床研究機関の長は、臨床研究計画がこの指針に適合して	員会への付議。
	ているか否かその他臨床研究に関し必要な事項の審査を行	いるか否かその他臨床研究 <u>の適正な実施</u> に関し必要な事項 <u>に</u>	
	わせるため、倫理審査委員会を設置しなければならない。	ついて、あらかじめ、倫理審査委員会の審査を受けなければ	
	ただし、臨床研究機関が小規模であること等により当該臨	<u>ならない。</u>	
	床研究機関内に倫理審査委員会を設置できない場合には、	<u>また、臨床研究機関の長は、自ら設置した倫理審査委員会</u>	
	共同臨床研究機関、公益法人、学会等に設置された倫理審	以外の倫理審査委員会に審査を行わせようとする場合には、	
	<u> 査委員会に審査を依頼することをもってこれに代えること</u>	あらかじめ、文書により、当該倫理審査委員会の設置者に依	
	ができる。	頼しなければならない。	
-	<細則>	<細則>	
	臨床研究機関に既に設置されている類似の委員会をこの	臨床研究機関に既に設置されている類似の委員会をこの指	
	指針に適合する倫理審査委員会に再編成することで対応可	針に適合する倫理審査委員会に再編成することで対応可能で	
	能であり、その名称の如何は問わない。	あり、その名称の如何は問わない。	
	(3) 倫理審査委員会への付議	(5) 倫理審査委員会への付議	
	臨床研究機関の長は、1 (10)の規定により、研究責任者	臨床研究機関の長は、1 <u>(12)</u> の規定により、研究責任者か	
	から臨床研究の適正性及び信頼性を確保するための調査に	ら臨床研究の適正性及び信頼性を確保するための調査に必要	
	必要な情報が報告された場合には、倫理審査委員会に報告	な情報が報告された場合には、倫理審査委員会に報告しなけ	

しなければならない。ただし、1(5)の規定により研究責任 者から臨床研究の実施若しくは継続について許可を求めら れた場合又は1(10)の規定により研究責任者から重篤な有 害事象が報告された場合には、臨床研究の実施又は継続の 適否その他の臨床研究に関し必要な事項について、速やか に倫理審査委員会の意見を聴かなければならない。

<細則>

- 1. 臨床研究機関の長は、他の臨床研究機関と共同で臨床 研究を実施する場合においても、臨床研究計画について、 それぞれの臨床研究機関に設置された倫理審査委員会によ る承認を得ることを原則とする。
- 2. 臨床研究機関の長は、他の臨床研究機関と共同で臨床研 究を実施する場合には、当該臨床研究の実施又は継続の適 否について、倫理審査委員会への付議に当たり、共同臨床 研究機関における臨床研究計画の承認状況、インフォーム ド・コンセントの取得状況等の情報も提供しなければなら ない。

(4) 臨床研究機関の長による許可

臨床研究機関の長は、倫理審査委員会の意見を尊重し、 臨床研究の実施又は継続の許可又は不許可その他の臨床研 究に関し必要な事項を決定しなければならない。この場合 において、臨床研究機関の長は、倫理審査委員会が実施又 は継続が適当でない旨の意見を述べた臨床研究について は、その実施又は継続を許可してはならない。

<細則>

臨床研究機関の長は、公衆衛生上の危害の発生又は拡 大を防止するため緊急に臨床研究を実施する必要があると 判断する場合には、倫理審査委員会の意見を聴く前に許可 を決定することができる。この場合において、臨床研究機 関の長は、許可後遅滞なく倫理審査委員会の意見を聴くも のとし、倫理審査委員会が臨床研究の変更又は中止の意見

ればならない。また、1(6)の規定により研究責任者から臨床 研究の実施若しくは継続について許可を求められた場合に は、臨床研究の実施又は継続の適否、研究計画の改訂その他 の臨床研究に関し必要な事項について、速やかに倫理審査委 員会の意見を聴かなければならない。

ただし、当該実施臨床研究機関の設置した倫理審査委員会以 外の倫理審査委員会に報告し、又は意見を聴く場合にあって は、前項の規定に基づく審査を依頼した倫理審査委員会に限

<細則>

1. 臨床研究機関の長は、他の臨床研究機関と共同で臨床研究 を実施する場合には、当該臨床研究の実施又は継続の適否につ いて、倫理審査委員会への付議に当たり、共同臨床研究機関に おける臨床研究計画の承認状況、インフォームド・コンセント の取得状況等の情報も提供しなければならない。

(6) 臨床研究機関の長による許可

臨床研究機関の長は、倫理審査委員会の意見を尊重し、臨 床研究の実施若しくは継続の許可不許可その他の臨床研究に 関し必要な事項を決定しなければならない。この場合におい て、臨床研究機関の長は、倫理審査委員会が実施又は継続が 適当でない旨の意見を述べた臨床研究については、その実施 又は継続を許可してはならない。

<細則>

臨床研究機関の長は、公衆衛生上の危害の発生又は拡大を 防止するため緊急に臨床研究を実施する必要があると判断す る場合には、倫理審査委員会の意見を聴く前に許可を決定す ることができる。この場合において、臨床研究機関の長は、 許可後遅滞なく倫理審査委員会の意見を聴くものとし、倫理 審査委員会が臨床研究の変更又は中止の意見を述べた場合に を述べた場合には、これを踏まえ、研究責任者に対し、当一は、これを踏まえ、研究責任者に対し、当該臨床研究の変更

該臨床研究の変更又は中止を指示しなければならない。	又は中止を指示しなければならない。	
	(7) 有害事象への対処等	◎ 有害事象への対処の責
	臨床研究機関の長は、1(13)の規定により研究責任者から	任
	重篤な有害事象や不具合等の報告がなされた場合には、速や	
	かに必要な対応をとらなければならない。また、倫理審査委	
	員会等に報告し、その意見を聞き、当該臨床研究機関内での	
	必要な対応を行い、共同臨床研究機関への周知等を行わなけ	
	ればならない。	
	<u><細則></u>	
	倫理審査委員会の他に、実施臨床研究機関の長又は実施臨床	
	研究機関の長が他の医療機関の長と共同で、有害事象等の因果	
	関係の評価、臨床研究の継続の可否又は計画の変更について技	
	術的かつ専門的な審査をさせるために効果安全性評価委員会	
	<u>を設置することができる。</u>	
	また、研究責任者、研究者等、臨床研究機関の長は効果安全	
	性評価委員会の委員になることはできない。	
	(8) 厚生労働大臣等への報告	◎ 有害事象に関する厚生
	ア 侵襲性を有する介入を伴う研究においては、予期しな	労働大臣への報告
	い重篤な有害事象及び不具合等については、前項の対処の	◎ 重大な不適合判明時の
	内容を公表し、厚生労働大臣又はその委託を受けた者に逐	報告
	次報告しなければならない。_	
	<u>イ 臨床研究機関の長は、当該臨床研究機関において実施</u>	
	中又は過去に実施された臨床研究において、本指針に関す	
	る重大な不適合を知ったときには、すみやかに倫理審査委	
	員会の意見を聴き、必要な対処をした上で、対処した内容	
	<u>を厚生労働省又はその委託を受けた者に報告し、公表しな</u>	
	<u>ければならない。</u>	
	<u><細則></u>	
	承認又は認証を受けて製造販売された医薬品又は医療機器を使	
	用する臨床研究において、医薬品又は医療機器の副作用、不具合	
	等の事由によるものと疑われる場合には、薬事法第77条の4の	
	2第2項に留意し、適切に対応すること。	

		(9) 自己点検 臨床研究機関の長は、必要に応じ、当該臨床研究機関における研究の本指針への適合性について、自ら点検及び評価を実施しなければならない。 〈細則〉 臨床研究機関の長が自ら行う点検及び評価の実施手法及び時期については、研究の内容等に応じて、臨床研究機関の長が定め、また、点検のためのチェックシート等は各臨床研究機関において備えることとする。	◎ 臨床研究の指針への適合性への施設における自主 点検
		(10) 適合性に関する調査への協力 <u>臨床研究機関の長は、本指針への適合性に関して、厚生労</u>	◎ 施設への適合性調査へ の協力
		<u>働大臣又はその委託を受けた者が実施する実地又は書面によ</u>	(ノ) (放力)
		る調査に協力することとする。	
		(11) 研究者等への教育の確保	
		臨床研究機関の長は、研究者等が、臨床研究の実施前に、臨	
		床研究の倫理に関する講習その他教育を受けることを確保する。	
	(5) 臨床研究計画等の公開	るために必要な措置を講じることとする。 (12) 臨床研究計画等の公開	
	臨床研究機関の長は、臨床研究計画及び臨床研究の成果	<u>112/</u> 臨床研究計画等の公開 臨床研究機関の長は、 <u>1(8)の</u> 登録を行う他、臨床研究計画	
	を公開するよう努めるものとする。	及び臨床研究の成果を公開するよう努めるものとする。	
	(1) 個人情報の保護に関する責務等	20 mm 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<u></u>
研究機関	① 臨床研究機関を有する法人の代表者及び行政機関の		
を有する	長等の事業者及び組織の代表者(以下「組織の代表者		
法人の代	等」という。)は、当該臨床研究機関における臨床研究		
表者及び	の実施に際し、個人情報の保護が図られるようにしな		
行政機関	ければならない。		
の長等の	② 組織の代表者等は、個人情報の保護に関する措置に		
事業者及び組織の	関し、適正な実施を確保するため必要があると認める		
代表者等	ときは、臨床研究機関の長等に対し、監督上必要な命 令をすることができる。		
の責務等	ってすることができる。 ③ 組織の代表者等は、組織の代表者等の責務として以		
V/ 具 1万 守	◎ 炯極の10女日寺は、旭極の10女日寺の貝笏として以		

	て倫理審査委員会の業務を行わせなければならない。	
(2)	(<u>3</u>)	◎ 臨床研究機関の長が倫
倫理審査委員会は、学際的かつ多元的な視点から、様々	倫理審査委員会は、学際的かつ多元的な視点から、様々な	理審査委員会に参加できな
な立場からの委員によって、公正かつ中立的な審査を行え	立場からの委員によって、公正かつ中立的な審査を行えるよ	いことを明確化。
るよう、適切に構成され、かつ、運営されなければならな	う、適切に構成され、かつ、運営されなければならない。	
l'.	<細則>	
<細則>	1. 倫理審査委員会は、医学・医療の専門家等自然科学の有識	
1. 倫理審査委員会は、医学・医療の専門家等自然科学の有	者、法律学の専門家等人文・社会科学の有識者及び一般の立	
識者、法律学の専門家等人文・社会科学の有識者及び一般	場を代表する者から構成され、かつ、外部委員を含まなけれ	
の立場を代表する者から構成され、かつ、外部委員を含ま	ばならない。また、男女両性で構成されなければならない。	
なければならない。また、男女両性で構成されなければな	2. 審議又は採決の際には、自然科学分野だけではなく、人	
らない。	文・社会科学分野又は一般の立場を代表する委員が1名以上	
2. 審議又は採決の際には、自然科学分野だけではなく、人	出席していなければならない。	
文・社会科学分野又は一般の立場を代表する委員が1名以	3. 審査対象となる臨床研究に携わる者は、当該臨床研究に関	
上出席していなければならない。	する審議又は採決に参加してはならない。ただし、倫理審査	
3. <u>臨床研究機関の長など</u> 審査対象となる臨床研究に携わる	委員会の求めに応じて、会議に出席し、説明することはでき	
者は、当該臨床研究に関する審議又は採決に参加してはな	る。	
らない。ただし、倫理審査委員会の求めに応じて、会議に	4. 臨床研究機関の長は、必要に応じ、会議に出席することはで	
出席し、説明することはできる。	きるが、委員になること並びに審議及び採決に参加することはで	
	<u>きない。</u>	
(3)		
倫理審査委員会の委員は、職務上知り得た情報を正当な		
理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様と		
する。		
	(5) 倫理審査委員会の活動の報告	◎ 倫理審査委員会につい
	倫理審査委員会の設置者は、自ら設置する倫理審査委員会	ての厚労大臣等への報告
	について次の細則に掲げる事項を年1回厚生労働大臣又はそ	
	の委託を受けた者に報告することとする。	
	<u>〈細則〉</u>	
	厚生労働大臣又はその委託を受けた者に報告する内容は、倫	
	理審査委員会の委員名簿、開催状況、委員の出席状況、会議の	
	記録及びその概要及び審議時間その他必要な事項とする。	

	(6) 厚生労働大臣等の調査への協力	◎ 厚労大臣等による調査
	<u>倫理審査委員会の設置者は、厚生労働大臣又はその委託を</u>	への協力
	受けた者の実施する本指針への適合性に関する実地又は書面	
	による調査に協力することとする。	
	(7) 倫理審査委員会の情報の公開	◎ 厚労大臣等への報告内
	倫理審査委員会の設置者は、(2)項に規定する当該倫理審査	容の公表
	委員会の手順書、委員名簿及び会議の記録の概要を公表しな	
	ければならない。	
	(5)の報告を受けた厚生労働省又はその委託を受けた者が公表	
·	を実施する場合は、不要である。	
	(8) 倫理審査委員の教育・研修	◎ 委員の研修についての
	ーニーニーニーニー 倫理審査委員会の設置者は、倫理審査委員会委員の教育・	
	研修に努めることとする。	
	(9)迅速審査	◎ 迅速審査に関する追加
	ーーーー 倫理審査委員会は、軽微な事項の審査について、委員長が	
	指名する委員による迅速審査に付すことその他必要な事項を	
	定めることができる。迅速審査の結果については、その審査	
	を行った委員以外のすべての委員に報告されなければならな	
	<u>L\</u> .	
	りである。	
	① 研究計画の軽微な変更	
	② 共同研究であって、既に主たる研究機関において倫理審	
	査委員会の承認を受けた臨床研究計画を他の分担研究機	
	関が実施しようとする場合の臨床研究計画の審査	
	③ 被験者に対して最小限の危険(日常生活や日常的な医学	
	検査で被る身体的、心理的、社会的危害の可能性の限度	
	を超えない危険であって、社会的に許容される種類のも	
	のをいう。)を超える危険を含まない臨床研究計画の審査	
(4)		
	- Land and the state of the sta	

倫理審査委員会は、実施されている、又は終了した臨床 研究について、その適正性及び信頼性を確保するための調 査を行うことができる。 第4 インフォームド・コンセント <細則> <細則> ◎ インフォームド・コンセ 被験者又は代諾者等に対する説明事項は、一般的に以下のとお 被験者又は代諾者等に対する説明事項は、一般的に以下のと ントの内容について。補償と りとするが、臨床研究の内容に応じて変更できる。 おりとするが、臨床研究の内容に応じて変更できる。 試料の保管について追加。 イ 当該臨床研究への参加は任意であること イ 当該臨床研究への参加は任意であること ロ 当該臨床研究への参加に同意しないことをもって不利益 ロ 当該臨床研究への参加に同意しないことをもって不利 な対応を受けないこと 益な対応を受けないこと ハ 被験者又は代諾者等は、自らが与えたインフォームド・コ ハ 被験者又は代諾者等は、自らが与えたインフォームド・ ンセントについて、いつでも不利益を受けることなく撤回す コンセントについて、いつでも不利益を受けることなく撤 ることができること 回することができること 二 被験者として選定された理由 二 被験者として選定された理由 ホ 当該臨床研究の意義、目的、方法及び期間 ホ 当該臨床研究の意義、目的、方法及び期間 へ 研究者等の氏名及び職名 へ 研究者等の氏名及び職名 ト 予測される当該臨床研究の結果、当該臨床研究に参加する ト 予測される当該臨床研究の結果、当該臨床研究に参加す ことにより期待される利益及び起こり得る危険並びに必然 ることにより期待される利益及び起こり得る危険並びに 的に伴う不快な状態、当該臨床研究終了後の対応 必然的に伴う不快な状態、当該臨床研究終了後の対応 チ 被験者及び代諾者等の希望により、他の被験者の個人情報 チ 被験者及び代諾者等の希望により、他の被験者の個人情 保護や当該臨床研究の独創性の確保に支障がない範囲内で 報保護や当該臨床研究の独創性の確保に支障がない範囲 当該臨床研究計画及び当該臨床研究の方法についての資料 内で、当該臨床研究計画及び当該臨床研究の方法について を入手又は閲覧することができること の資料を入手又は閲覧することができること リ 個人情報の取扱い、提供先の機関名、提供先における利用 リ 個人情報の取扱い、提供先の機関名、提供先における利 目的が妥当であること等について倫理審査委員会で審査し 用目的が妥当であること等について倫理審査委員会で審 た上で、当該臨床研究の結果を他の機関へ提供する可能性が 査した上で、当該臨床研究の結果を他の機関へ提供する可 あること 能性があること ヌ 当該臨床研究の成果により特許権等が生み出される可能 ヌ 当該臨床研究の成果により特許権等が生み出される可 性があること及び特許権等が生み出された場合の帰属先 能性があること及び特許権等が生み出された場合の帰属 ル 被験者を特定できないようにした上で、当該臨床研究の成 先 果が公表される可能性があること ル 被験者を特定できないようにした上で、当該臨床研究の

成果が公表される可能性があること

ヲ 当該臨床研究に係る資金源、起こり得る利害の衝突及び研

	<u> </u>		
	究者等の関連組織との関わり	ヲ 当該臨床研究に係る資金源、起こり得る利害の衝突及び	
	ワ 当該臨床研究に伴 <u>う</u> 補償の <u>有無(当該臨床研究に伴う補償</u>	研究者等の関連組織との関わり	
	がある場合にあっては、当該補償の内容を含む。)	ワ 医薬品、医療機器による介入を伴う臨床研究に伴い被験	
	<u>カ</u> 問い合わせ、苦情等の窓口の連絡先等に関する情報	者に生じた健康被害の補償のために講じる保険その他の	
	【被験者からインフォームド・コンセントを受けることが困難	<u>必要な措置、その他の臨床研究にあっては、補償の有無。</u>	
İ	な場合】		
	<u>ョ</u> 当該臨床研究の重要性及び被験者の当該臨床研究への参	カ 試料等の保存及び使用方法並びに保存期間	
1	加が当該臨床研究を実施するに当たり必要不可欠な理由	<u>ヨ</u> 問い合わせ、苦情等の窓口の連絡先等に関する情報	
		【被験者からインフォームド・コンセントを受けることが困	
		難な場合】	
		夕 当該臨床研究の重要性及び被験者の当該臨床研究への参	
		加が当該臨床研究を実施するに当たり必要不可欠な理由	
1 被験	(1)		◎ 臨床研究の多様な形態
者からイ	研究者等は、臨床研究を実施する場合には、被験者に対し、		に対応したインフォーム
ンフォー	当該臨床研究の目的、方法及び資金源、起こり得る利害の衝		ド・コンセントのあり方。(疫
ムド・コ	突、研究者等の関連組織との関わり、当該臨床研究に参加す		学研究に関する倫理指針と
ンセント	ることにより期待される利益及び起こり得る危険、必然的に		の整合性)
を受ける	伴う不快な状態、当該臨床研究終了後の対応、臨床研究に伴		
手続	う補償の有無その他必要な事項について十分な説明を行わな		
	ければならない。		
		<u>(2)</u>	
		<u>インフォームド・コンセントの取得については、臨床研</u>	
		究の多様な形態に配慮し、以下の方法によることとする	
		① 介入を伴う研究の場合	
		研究者等は、被験者が(1)の規定により説明した内	
		容を理解したことを確認した上で、自由意思によるイン	
		フォームド・コンセントを文書で受けなければならない。	
		② 観察研究の場合	
		ア 人体から採取された試料を用いる場合	
		文書により説明し、文書により同意を受ける方法に	

		<u>より、被験者からインフォームド・コンセントを受ける</u>	
		ことを原則とするが、試料等の採取が侵襲性を有しない	
		場合には、口頭で被験者に対して説明を行い、被験者へ	
		の説明の内容及び被験者の同意を得たことに係る記録で	
		も良いこととする。	
		イ 人体が採取された試料を用いない場合	
		被験者からインフォームド・コンセントを受けること	
1			
		当該臨床研究の目的を含む研究の実施についての情報を公	
		開しなければならない。	
		(3)	
		│ <u>──</u> │ 医薬品、医療機器による介入を伴う研究(体外診断を目)	
		かとしたもの除く)を実施する場合、あらかじめ、被験者	
		に生じた健康被害の補償のために、保険その他の必要な措	
		置の内容について、事前に十分な説明をし、同意を得なけ	
		ればならない。	
	(2)		
	研究者等は、被験者が経済上又は医学上の理由等により不		
	利な立場にある場合には、特に当該被験者の自由意思の確保		
	に十分配慮しなければならない。		
	(3)		
	<u> 〜〜</u> 研究者等は、被験者が(1)の規定により説明した内容を		
	理解したことを確認した上で、自由意思によるインフォーム		
	ド・コンセントを文書で受けなければならない。		
	(4)		
	(4) 研究者等は、被験者に対し、当該被験者が与えたインフォ		
	研究有等は、依線有に対し、当該核線有が与えたインフォーームド・コンセントについて、いつでも不利益を受けること		
	一ムト・コンセントについて、いっても不利益を受けること なく撤回する権利を有することを説明しなければならない。		
	なく撤回する権利を有することを説明しなければならない。 <細則>		
	<榊則> 研究者等は、被験者に対し、インフォームド・コンセントの		
O /h =44	撤回について、文書で行うよう説明することが望ましい。	Zémpil N	
2 代諾	<細則>	<細則>	

者等イーコトをチャンド・ンける手続

- 1. 代諾者等からインフォームド・コンセントを受けることができる場合及びその取扱いは、以下のとおりとし、いずれの場合も、研究責任者は、当該臨床研究の重要性、被験者の当該臨床研究への参加が当該臨床研究を実施するに当たり必要不可欠な理由及び代諾者等の選定方針を臨床研究計画書に記載し、当該臨床研究計画書について倫理審査委員会による承認及び臨床研究機関の長による許可を受けなければならない
 - イ 被験者が疾病等何らかの理由により有効なインフォームド・コンセントを与えることができないと客観的に判断される場合
 - ロ 未成年者の場合。ただし、この場合においても、研究者等は、被験者にわかりやすい言葉で十分な説明を行い、理解が得られるよう努めなければならない。また、被験者が16歳以上の場合には、代諾者等とともに、被験者からのインフォームド・コンセントも受けなければならない【被験者が生存している段階にインフォームド・コンセントを受けることができない場合】
- ハ 被験者の生前における明示的な意思に反していない場合
- 2. 研究責任者は、一般的には、被験者の家族構成や置かれている状況等を勘案して、以下に定める者の中から被験者の意思及び利益を代弁できると考えられる者を選定することを基本とし、臨床研究計画書に代諾者等の選定方針を記載しなければならない。
- イ <u>任意後見人、親権者、成年後見人、未成年後見人、保</u> 佐人及び補助人が定まっているときはその者
- ロ 被験者の配偶者、成人の子、父母、成人の兄弟姉妹若 しくは孫、祖父母、同居の親族又はそれらの近親者に準ず ると考えられる者
- 3. 研究責任者は、一般的には、死亡した被験者の家族構成や置かれていた状況、慣習等を勘案して、以下に定める者

- 1. 代諾者等からインフォームド・コンセントを受けることができる場合及びその取扱いは、以下のとおりとし、いずれの場合も、研究責任者は、当該臨床研究の重要性、被験者の当該臨床研究への参加が当該臨床研究を実施するに当たり必要不可欠な理由及び代諾者等の選定方針を臨床研究計画書に記載し、当該臨床研究計画書について倫理審査委員会による承認及び臨床研究機関の長による許可を受けなければならない
 - イ 被験者が疾病等何らかの理由により有効なインフォームド・コンセントを与えることができないと客観的に 判断される場合
 - ロ 被験者が未成年者の場合(被験者が16歳以上の場合であって、有効なインフォームド・コンセントを与えることができることについて、倫理審査委員会の承認を得て、臨床研究機関の長の許可を受けた場合を除く)。ただし、この場合においても、研究者等は、被験者にわかりやすい言葉で十分な説明を行い、理解が得られるよう努めなければならない。また、被験者が16歳未満であって、代諾者からのインフォームド・コンセントにより研究を開始した場合において、被験者が16歳に達した以降も研究を継続する場合には、被験者が16歳に達し有効なインフォームド・コンセントを与えることができると客観的に判断された時点において、原則として被験者から改めてインフォームド・コンセントを受けなければならない。

【被験者が生存している段階にインフォームド・コンセントを受けることができない場合】

- ハ 被験者の生前における明示的な意思に反していない 場合
- 2. 研究責任者は、一般的には、被験者の家族構成や置かれている状況等を勘案して以下に定める者の中から被験者の意思及び利益を代弁できると考えられる者を選定す

	の中から被験者の生前の意思を代弁できると考えられる者	ることを基本とし、臨床研究計画書に代諾者等の選定方針	
	を代諾者として選定することを基本とし、臨床研究計画書	を記載しなければならない。 <u>なお、被験者の家族構成や置</u>	
	に代諾者等の選定方針を記載しなければならない	かれている状況等とは、被験者と代諾者の生活の実質や精	
	イ 死亡した被験者の配偶者、成人の子、父母、成人の兄	神的共同関係からみて、被験者の最善の利益を図りうる状	
	弟姉妹若しくは孫、祖父母、同居の親族又はそれらの近	<u>況をいうものである。</u>	
	親者に準ずると考えられる者	イ 当該被験者の法定代理人で被験者の意思及び利益を	
		<u>代弁できると考えられる者</u>	
		ロ 被験者の配偶者、成人の子、父母、成人の兄弟姉妹	
		若しくは孫、祖父母、同居の親族又はそれらの近親者に	
		準ずると考えられる者	
		3. 研究責任者は、一般的には、死亡した被験者の家族構	
		成や置かれていた状況、慣習等を勘案して、以下に定め	
		る者の中から被験者の生前の意思を代弁できると考えら	
		れる者を代諾者として選定することを基本とし、臨床研	
		究計画書に代諾者等の選定方針を記載しなければならな	
		N	
		イ 死亡した被験者の配偶者、成人の子、父母、成人の兄弟	
		姉妹若しくは孫、祖父母、同居の親族又はそれらの近親者	
		に準ずると考えられる者	
	(1)		
	``´ 研究者等は、被験者からインフォームド・コンセントを受		
	けることが困難な場合には、当該被験者について臨床研究を		
	実施することが必要不可欠であることについて、倫理審査委		
	員会の承認を得て、臨床研究機関の長の許可を受けたときに		
	限り、代諾者等からインフォームド・コンセントを受けるこ		
	とができる。		
	(2)		
	^ ⁻		
	初え有等は、不成平有での他の行為能力がないとかられる 被験者が臨床研究への参加についての決定を理解できる場合		
	仮駅台が臨床研究への参加についての次定を理解できる場合		
	には、代話有等からインフォームト・コンセントを受けると		
2 20	こもに、		
3 その	政府寺の延供时に、仮駅日入は11. 跖目かり脳床切光に用い		

他	ることについてのインフォームド・コンセントを受けていな		
	1		
	い試料等については、原則として、本指針において定める方		
	法等に従って新たに被験者又は代諾者等からインフォーム		
	ド・コンセントを受けない限り、臨床研究に用いてはならな		
	い(ただし、倫理審査委員会が承認した場合を除く。)。		
第5 試料	等の保存及び他の機関での利用		
1 試料		(1) 試料等の保存等	◎ 疫学指針 第4 個人情
等の保存		① 研究責任者は、臨床研究に関する試料等を保存する場	報の保護等 2 資料の保存
<u>等</u>		合には、研究計画書にその方法を記載するとともに、個人	等 より
		情報の漏えい、混交、盗難、紛失等が起こらないよう適切	
		に、かつ、研究結果の確認に資するよう整然と管理しなけ	
		ればならない。	
		② 研究責任者は、試料等の保存については、被験者との	
		同意事項を遵守し、試料等を廃棄する際には、必ず匿名	
		<u></u> 化しなければならない。	
		③ 研究責任者は、保存期間が定められていない試料等を	
		保存する場合には、臨床研究の終了後遅滞なく、臨床研究	
		機関の長に対して、次に掲げる事項について報告しなけれ	
		ばならない。これらの内容に変更が生じた場合も同様とす	
		<u>5.</u>	
		ア 試料等の名称	
		イ 試料等の保管場所	
		ウ 試料等の管理責任者	
		エ 被験者から得た同意の内容	
		(2) 人体から採取された試料等の利用	
		研究者等は、研究開始前に人体から採取された試料等を	
		利用する場合には、研究開始時までに被験者等から試料等	
		の利用に係る同意を受け、及び当該同意に関する記録を作	
		成することを原則とする。ただし、当該同意を受けること	
		放することを味噌とする。たたし、当該問題を支げること ができない場合には、次のいずれかに該当することについ	
		て、倫理審査委員会の承認を得て、臨床研究機関の長の許	
		、冊理番且安貝云の単応で特し、臨床研九機関の長の計	

可を受けたときに限り、当該試料等を利用することができる。 ① 当該試料等が匿名化(連結不可能匿名化又は連結可能 匿名化であって対応表を有していない場合をいう。)されていること。 ② 当該試料等が①に該当しない場合において、試料等の 提供時に当該臨床研究における利用が明示されていない 研究についての同意のみが与えられている場合は、次に掲	
① 当該試料等が匿名化(連結不可能匿名化又は連結可能 匿名化であって対応表を有していない場合をいう。)され ていること。 ② 当該試料等が①に該当しない場合において、試料等の 提供時に当該臨床研究における利用が明示されていない 研究についての同意のみが与えられている場合は、次に掲	
匿名化であって対応表を有していない場合をいう。) されていること。 でいること。 ② 当該試料等が①に該当しない場合において、試料等の提供時に当該臨床研究における利用が明示されていない研究についての同意のみが与えられている場合は、次に掲	
ていること。 ② 当該試料等が①に該当しない場合において、試料等の 提供時に当該臨床研究における利用が明示されていない 研究についての同意のみが与えられている場合は、次に掲	
② 当該試料等が①に該当しない場合において、試料等の提供時に当該臨床研究における利用が明示されていない研究についての同意のみが与えられている場合は、次に掲	
提供時に当該臨床研究における利用が明示されていない 研究についての同意のみが与えられている場合は、次に掲	
研究についての同意のみが与えられている場合は、次に掲	
はて 亜州 ナ 洪ナ ト ブリンフー し	
│ │ │ げる要件を満たしていること。	
アー当該臨床研究の実施について試料の利用目的を含む	
情報を公開していること。	
イ その同意が当該臨床研究の目的と相当の関連性があ	
ると合理的に認められること。	
③ 当該試料が①及び②に該当しない場合において、次に	
掲げる要件を満たしていること。	
アー当該臨床研究の実施について試料等の利用目的を含	
む情報を公開していること。	
うにすること。	
ウ 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であっ	
て、被験者の同意を得ることが困難であること。	
<u>2 他の</u> <u>(1) 研究実施に当たっての措置</u> ◎ 提供試料等を	・ 利用する場
機関の試 一 研究責任者は、所属する臨床研究機関外の者(以下「所 合の措置	
<u>料等の利</u> <u>属機関外の者」という。) から既存試料等の提供を受けて研</u>	
<u>用</u> <u>究を実施しようとするときは、提供を受ける試料等の内容</u>	
及び提供を受ける必要性を研究計画書に記載して倫理審査	
委員会の承認を得て、組織の代表者等の許可を受けなけれ	
<u>ばならない。</u>	
(2) 既存試料等の提供に当たっての措置 ◎ 既存試料等の)提供を行う
<u> 既存試料等の提供を行う者は、所属機関外の者に研究に</u> 場合の措置	
用いるための試料等を提供する場合には、試料等提供時ま	
でに被験者等から試料等の提供及び当該臨床研究における	

利用に係る同意を受け、並びに当該同意に関する記録を作成することを原則とする。ただし、当該同意を受けることができない場合には、次のいずれかに該当するときに限り、 試料等を所属機関外の者に提供することができる。

- ① 当該試料等が匿名化されていること(連結不可能匿名 化又は連結可能匿名化であって対応表を提供しない場合)。ただし、当該試料等の全部又は一部が人体から採取 された試料等である場合には、所属機関の長に対し、その 旨を報告しなければならない
- ② 当該試料等が①に該当しない場合において、次に掲げる要件を満たしていることについて倫理審査委員会の承認を得て、所属機関の長の許可を受けていること。
 - ア 当該臨床研究の実施及び試料等の提供について以下 の情報をあらかじめ被験者等に通知し、又は公開していること。
 - ・所属機関外への提供を利用目的としていること
 - ・所属機関外の者に提供される個人情報の項目
 - ・所属機関外の者への提供の手段又は方法
 - ・被験者等の求めに応じて当該被験者が識別される個 人情報の研究機関外の者への提供を停止すること
- <u>イ 被験者となる者が被験者となることを拒否できるよ</u>うにすること。

〈細則>

- 1. 既存試料等の提供を行う者の所属する機関に倫理審査委員会が設置されていない場合において、②又は③の倫理審査員会の承認を得ようとするときは、他の臨床研究機関、民法法人、独立行政法人、学校法人、国立大学法人、学会等に設置された倫理審査委員会に審査を依頼することができる。
- 2. 倫理審査委員会は、③により、他の適切な措置を講 じて試料等を提供することを認めるときは、当該臨床研究及 び試料等の提供が、インフォームド・コンセントの簡略化等

			に照えて何叫の多いこのナーの人一の裏はよせしよしこの立	
			に関する細則の①から⑤までの全ての要件を満たすよう留意	
			<u>すること。</u>	
第5	細具	」 第6 細則		
		この指針に定めるもののほか、この指針の施行に関し必要		
		な事項は、別に定める。		
第6	第7	見直し		
		この指針は、必要に応じ、又は平成 <u>20</u> 年7月30日を目	この指針は、必要に応じ、又は平成 <u>25</u> 年7月30日を	
		途としてその全般に関して検討を加えた上で、見直しを行う	目途としてその全般に関して検討を加えた上で、見直しを	
		ものとする。	行うものとする。	
第フ	第8	施行期日		
		この指針は、平成17年4月1日から施行する。	この指針は、 <u>平成20年10月31日</u> から <u>適用</u> する。 <u>ただ</u>	
			し、一部については、平成21年4月1日より適用する。	
			本指針の改正以前に倫理審査が着手された臨床研究のう	
			<u>ち、平成17年3月31日以前に着手された研究について</u>	
			は、「臨床研究に関する倫理指針(平成15年厚生労働省告	
			示第255号)」を適用し、また、平成17年4月1日以降	
			<u>に着手された研究については</u> 「 <u>臨床研究に関する倫理指針</u>	
1			(平成16年厚生労働省告示第459号)」を適用するもの	
			<u>とする。</u>	